



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第185号



所長
上川路 長生

ごあいさつ
いん にん じ ちょう
隠 忍 自 重

三寒四温の日々を重ねて早くも3月になり、確定申告を粛々とすすめながら多忙な日を過ごしています。そんな時に息抜きできるのが、鹿児島に春の訪れを告げる県下周駅伝を熱く応援することです。今年も荒田八幡宮の前の3キロの標識の地点で、ふるさと指宿のチームに声援を送りました。若い高校生を先頭に疾風のごとくに一団となって走り過ぎていきました。年齢も職業も異なる様々な選手達が、ふるさとの期待を背に一本の襷を53区間つなぐ感動の数々のドラマには、魅力はつきないものがあります。

昨年の世相を表す漢字として選ばれたのが、私共に縁の深い“税”でした。消費税が17年ぶりに3%引き上げられて税金に関心が集まった結果と思われます。インターネットでの情報を入手して確定申告ができるだけに、税理士が失業する時代といわれますが、簡単なようで税法は奥が深く、後でみせてもらおうと誤りが多くて、やはり早めに専門家に頼むのが得なようです。納税者の出身地などの地方自治体に寄付する“ふるさと納税”は、地元の特産品がもらえる特典もあって関心が高まっています。『地方創生』の旗印のもと地方重視を目玉政策にする安倍政権にとって“ふるさと納税”制度は人口減少で疲弊し続けるふるさとを応援していく政策となっています。

安倍晋三首相は施政方針演説で、今年を『積極的平和主義』の旗の下で世界から信頼を得る一年と位置づけています。「ひたすら自由で民主的な国を創り上げて、世界の平和と繁栄に貢献した」と力説していました。戦後70年となり世界を俯瞰する外交で自信をみせる安倍首相の『安倍談話』が夏に発表されることになり、今からその内容が忖度されはじめました。50年の村山談話、60年の小泉談話の継承について与野党での論争が始まっています。歴史認識問題を外交カードに使う中国と韓国の『歴史戦争』に対抗して布石を打たなければならないのです。多忙な安倍首相を悩ませるのが、西川農水相を辞任に追い込んだ政治資金疑惑です。安倍内閣の閣僚に連鎖して『政治とカネ』の問題が燃え広がって政権は閣僚の“辞任ドミノ”になるのを避けようと防戦に必死で守りを固めています。安倍首相にとって『穩

目次

ごあいさつ “隠忍自重”	…1P
税務カレンダー	…2P
2015年3月の経理・税務チェックリスト	…3P
コラム “むくみを解消しよう”	…3P
会計・税務のQ & A	
“平成27年度税制改正(案)について”	…4・5P
第17回KMCセミナー(社福編)のご報告	…6P
第18回KMCセミナー(税制改正勉強会)のご案内	…6P
お客様情報 “小規模多機能ホーム おあしす南谷山 新築移転OPEN”	…7P
企業防衛対策のおすすめ	…7P
随想 “『絆』 上川路美恵野”	…8P

忍自重』の時といえそうです。

米大リーグでは、マーリンズに移籍したイチローの新天地で始動の話題など、野球ファンに待望の球春の到来です。41歳で現役を続けるイチローの野球に取り組み姿勢が高く評価されて若い選手への教材となっています。一日一生の努力を積み重ねているイチロー選手の非凡な姿勢に、学ぶものは多くあります。大リーグのオファーを蹴って古巣の広島に戻ってきた黒田博樹投手の、広島カーブのキャンプ地のフィーバーの情報が連日報道されて、広島の『赤ヘル旋風』に期待は膨らんでいきます。「1球1球が最後だと思ってマウンドに上がりたい」と40歳の黒田投手の勝負の一年が始まりました。

衆議院議員宮路拓馬さんの初当選を祝い励ます会が開かれました。30年に及ぶ政治生活の幕を閉じた父宮路和明前代議士の後継者として、先の総選挙に出馬して見事初陣を飾ることができました。拓馬さんは35歳という若さとこれまで培ってきた人脈・経験・能力を発揮して、安倍政権の目指す地方創生実現に向けて、鹿児島のため大いに活躍してくれるものと期待しています。

我が家では美恵野所長の長男雅治が幼稚園を卒園してよいよ小学一年生です。卒園式に出席して孫の成長した姿に喜びにひたる一時でした。(平成27年3月吉日)

隠忍自重...怒りや苦しみをずっとこらえて、軽々しい行いをしないこと。

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



1月決算会社申告書提出

2015年3月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10 	11	12	13	14
15	16 	17	18	19	20	21  春分の日
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 				

3月31日まで

- ・1月決算法人の確定申告
- ・7月決算法人の中間申告
(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告
4月決算法人 第3四半期分
7月決算法人 第2四半期分
10月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人及び
個人事業者(前年12月分)の3月
ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・個人事業者の前年分の消費税等の
確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の
12月、1月決算法人を除く法人の
1月ごとの中間申告

3月16日まで

- ・個人の青色申告の承認申請
- ・前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- ・個人の申告(道府県民税及び
市町村民税・事業税・事業所税)
- ・確定申告税額の延納の届出書の提出
- ・所得税確定損失申告書の提出
- ・国外財産調書の提出

3月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

2月2日~3月16日

- ・前年分贈与税の申告

2月16日~3月16日

- ・前年分所得税の確定申告



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

3月決算の方針の検討

黒字見込みの場合、翌期以降の経営資源としての内部留保や節税対策等を検討します。赤字の場合、少しでも当期の損失を減らす方法を検討します。資金面の不安がなければ、繰越欠損金として処理した方が、税務上有利になるケースもあります。

3月決算の準備事務

決算方針をもとに、実地棚卸、現金・受取手形・売掛債権・有価証券などの実査、仮勘定の精算、各種引当金の設定資料の準備等を進めます。決算時は忙しく、駆け込みや見切り処理で、思わぬミスが発生し、税務調査等でトラブルになりかねません。余裕をもった事前準備を。

納税資金などの資金手当て

3月決算法人では、決算の仮締め時に、おおよその納税額や役員賞与の額、配当金額等がみえてきます。つなぎ融資の必要がある場合は、早めに取引金融機関に借入の申込みをしておきましょう。

新事業年度の収支予算計画の策定

経営計画や収支予算計画の策定は、今年の景気動向の分析も重要です。また、予算計画の策定では「円以上は社長決裁」「その都度稟議に諮る」など支出の基準を明確にしておきましょう。

売掛金等の確認と回収

売掛金等の残高や回収状況は、日常的に把握・確認を行っておかないと、トラブル時に慌てます。決算期前には少額のものも含めて、完全回収に努めましょう。把握・確認は、決算時に貸倒損失とすべきか否かの判断にも必要です。また、年度末に向け、受取手形等の事故も増えます。不渡りは自社の資金繰りに影響するので、営業部門とも協力しながら管理の徹底を。

H26年分確定申告の申告期限

H26年分の確定申告の申告期限は、3月16日です。H25年分の確定申告では、復興特別所得税の適用初年度だったこともあり、申告漏れが多かったようですので気を付けましょう。

コラム

むくみを解消しよう

デスクワークの方や飲み会が多い方など、顔や足のむくみに悩んでいる方は多いのではないのでしょうか？
解消法を知って早めに対処しましょう！

【むくみの原因】

インスタント食品などの塩分のとりすぎ
座りっぱなし、立ちっぱなし(長時間同じ姿勢)
運動不足を含む新陳代謝の低下
冷え、血行不良など
ホルモンの影響
ビタミン、ミネラル、タンパク質の不足

【むくんだ時の対処法】

マッサージでほぐす
お風呂などでよく暖まる
一定の姿勢をとらないでこまめに体を動かす
顔のむくみには冷水・温水で交互に顔を洗うなど
血行を改善する
運動をして筋肉を増やし、基礎代謝を上げる
食事改善でビタミン、ミネラルをきちんと取る



【むくみに効く食べ物】

【利尿作用のあるウリ科の食べ物】

すいか、きゅうり、冬瓜など

【ミネラルを多く含む食べ物】

あおりの、干しえび、ひじきなど

【ビタミンB1を多く含む食べ物】

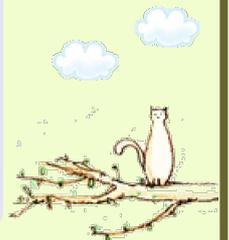
豚肉・豆腐・あずき・かぼちゃなど

特にあずきは、利尿作用のある『サポニン』が多く含まれているので昔からむくみに効果的と言われています。

女性の場合、月経前にむくむ方にはビタミンB6が有効

【ビタミンB6を多く含む食べ物】

にんにく・まぐろ・レバー・ピスタチオ・ゴマなど



?



テーマ 『平成27年度税制改正(案)について』

平成26年12月30日に、与党より「平成27年度税制改正大綱」が公表され、平成27年1月14日に閣議決定されました。各税項目について、どのようなものがいつから変更になるのかを抜粋して見ていきましょう。

法人税率の引き下げ H27.4.1以後に開始する事業年度より適用

法人税率が、現行25.5%から23.9%に引き下げられます。

	現行	27年度	28年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11% (2.51%)	31.33% (3.29%)

欠損金繰越控除の見直し H27.4.1以後に開始する事業年度より適用

欠損金の繰越控除について、大法人の控除限度を現行(所得の80%)から引き下げられます。

控除限度 (大法人)	現行	改正
	所得の80%	H27.4.1以後に開始する事業年度 所得の65% H29.4.1以後に開始する事業年度 所得の50%
再建中の法人の特例	[23年度改正法の施行前に再生手続開始の決定等があった法人を対象とした経過措置] 所得の全額 (再生計画認可の決定等から7年度まで)	所得の全額 (再生計画認可の決定等から7年度まで) 再上場等の場合は、以後の事業年度は対象外。 23年度改正の経過措置については、統合して廃止。
新設法人の特例		所得の全額 (設立から7年後まで) 上場等の場合、以後の事業年度は対象外。
繰越期間	9年	10年に延長 29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金について適用。 帳簿書類の保存期間等も10年に延長。

中小法人等については、従来通り繰越控除前の所得金額の100%相当額の控除が認められます。

租税特別措置の以下の制度廃止 H27.3.31以前の事業年度までで廃止

生産等設備投資促進税制の廃止 太陽光発電設備の即時償却の廃止

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充 H31.6.30まで延長適用

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、適用期限が平成31年6月30日までに延長され、非課税枠が最大3,000万円まで拡充されます。

契約年	消費税率10%が適用される方		左記以外の方(1)	
	質の高い住宅	左記以外の住宅(一般)	質の高い住宅	左記以外の住宅(一般)
H26(現行)			1,000万円	500万円
H27			1,500万円	1,000万円
H28.1~H28.9			1,200万円	700万円
H28.10~H29.9	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
H29.10~H30.9	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
H30.10~H31.6	1,200万円	700万円	800万円	300万円

(1) 消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した方のほか、個人間売買により中古住宅を取得した方。

(2) H28.9以前に「左記以外の方」欄の非課税限度額の適用を受けた方は、再度「消費税率10%が適用される方」欄の非課税限度額適用可能。

「質の高い住宅」の範囲に「バリアフリー性の高い住宅(高齢者等配慮対策等級3以上)」が追加されます。
 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例(贈与者の年齢が60歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)についても、平成31年6月末日まで継続されます。

法人課税

資産課税

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

H27.4.1～H31.3.31まで適用

子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置が新設されます。

親・祖父母（贈与者）は、金融機関に子・孫（20歳以上50歳未満。受贈者）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円までを非課税。
（用途が結婚関係のものは、非課税限度額：300万円）

贈与者が死亡した場合は、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算。

受贈者が50歳に達する日に口座は終了し、使い残しの分については贈与税を課税。

下記に該当する費用の領収書等を金融機関がチェックします。

払出可能な費用

- ・挙式費用・新居の住居費・引越費用・不妊治療費・出産費用・産後ケア費用
- ・子の医療費・子の保育費（ベビーシッター費含む）

NISAの拡充

H28年より開始

現在のNISAについて、年間の投資上限額（現行：100万円）が平成28年より120万円（累計600万円）に引き上げられるとともに、新たに「ジュニアNISA」が創設されます。

ジュニア NISA	非課税対象	20歳未満の人が開設するジュニアNISA口座内の小額上場株式等の配当、譲渡益
	年間投資上限	80万円
	非課税投資額	最大400万円（80万円×5年間）
	口座開設期間	平成28年から平成35年までの8年間（適用期限は現行NISAと同様）
	非課税期間	最長5年間
	運用管理	親権者等の代理又は同意の下で投資18歳になるまで原則として払出し不可

個人所得課税

ふるさと納税の拡充

H27年4月以後に行われる寄附より適用

平成27年4月以後に行われる寄附については、ふるさと納税に係る特例控除額の控除限度額を個人住民税所得割額の現行1割から2割に拡充し、申告手続きの簡素化「ふるさと納税ワンストップ特例」が導入されます。

ふるさと納税 ワンストップ 特例	確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税（寄附）の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請できることとする。 【確定申告を行う者は、現行どおり、確定申告を通じて控除を受ける】
	寄附先団体は、必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知する。
	本特例が適用される場合は、個人住民税課税市町村は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除を行う。（確定申告を行った場合と同額が控除される。） 確定申告を行う場合は、原則に戻ることとし、所得税と個人住民税から控除を受ける。
注： 5団体を超える地方団体へのふるさと納税（寄附）を行う者は、確定申告が必要となります。 マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入	

住宅ローン控除等の延長

H31.6月末まで適用

住宅ローン控除等の措置については、平成29年末までの適用期限が消費税率10%への引上げ時期の変更に伴い、1年6ヶ月延長されます。（平成31年6月末まで適用されます。）

消費課税

消費税率10%への引上げ時期の変更等

H29.4.1へ変更

消費税率10%への引上げ時期が現行の平成27年10月1日から平成29年4月1日へと変更され、「景気判断条項」（税制抜本改革法附則第18条第3項）が削除されます。

各税項目の主な改正事項を抜粋しております。他にも現行の延長や拡充等ありますのでご確認ください。4月に平成27年度税制改正の勉強会を予定しております。詳細については6ページをご覧ください。





第17回 KMCセミナー（社福編）のご報告



2月10日（火）、鹿児島ビル9階大会議室にて、社会福祉法人様向けの新会計基準に基づく決算対策の実務研修を行いました。今後も、少しでもお客様のお役に立てるようなセミナーを開催していけるよう精進して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします！

たくさんのご参加、誠にありがとうございました！



『社会福祉法人 新会計基準に基づく決算対策』

講師：上川路美恵野会計事務所 所長 上川路 美恵野

目次

第1章 社会福祉法人会計基準の改正の概要	(5) 減損会計	(2) 決算整理手続（事例）	(3) 就労支援事業に関する明細書の簡略規定
(1) 改正の背景と目的	(6) 税効果会計	(3) 内部取引相殺消去	(4) 附属明細書と固定資産管理台帳
(2) 改正のポイント	第4章 財務諸表	第6章 財務諸表注記	(5) 各明細書の留意事項
第2章 会計の区分設定	(1) 概要	(1) 注記項目	第8章 財務諸表の着眼点
(1) 概要	(2) 資金収支計算書	(2) 注記記載箇所	(1) 資金収支計算書
第3章 新たな会計手法と会計処理	(3) 事業活動計算書	(3) 新会計基準で新設された主な注記項目	(2) 事業活動計算書
(1) 一年基準（ワン・イヤー・ルール）	(4) 貸借対照表	第7章 附属明細書	(3) 貸借対照表
(2) 金融商品の時価会計	(5) 会計の区分設定と財務諸表の様式	(1) 附属明細書の作成意義	
(3) リース会計	第5章 決算業務	(2) 会計基準第6章	
(4) 退職給付会計	(1) 決算業務の流れ		



(有)上川路マネジメントセンター主催 第18回KMCセミナー

平成27年度 税制改正 勉強会のご案内



平成27年1月14日に平成27年度税制改正大綱が閣議決定しました。これを受けて、現在、改正に向けた法案等の作成が進められています。今回のセミナーでは、税制改正のポイントを分かりやすく皆様にお伝えしたいと思います。お気軽に税制改正について学んでみませんか？皆様のご参加を心よりお待ちしております！

< 平成27年度税制改正大綱のポイント >

消費税率10%に向けた成長が課題 企業の競争力を高め、景気回復を後押しする

法人税率の見直し	繰越欠損金制度の見直し	贈与税非課税措置の創設
エコカー減税の厳格化	空き家撤去の促進	NISA 等々

テーマ 『平成27年度 税制改正のポイント』
 講師 上川路美恵野会計事務所 所長 上川路 美恵野
 公認会計士・税理士

日時 平成27年4月6日(月)13:30～15:30 (受付開始13:00～)

会場 鹿児島ビル9F 大会議室（上川路美恵野会計事務所と同じビルです）

会費 無料！

お申込方法 同封のお申込書に必要事項をご記入の上、FAX（099-252-6400）してください。なお、お申込書は当事務所ホームページからもダウンロード可能です。



お年寄りが あんしんして、しあわせに すごせる 介護をめざして...

「もう一つのわが家」として



ご家族と職員、地域が手を取りあって、利用者様やご家族の在宅介護を365日・24時間お手伝いします。住み慣れたご自宅と地域のなかで、できる限り自立した生活を過ごしていただくために、家庭的で、心の通ったサービスを提供します。通っても(通所)、泊まっても(宿泊)、家に来てでも(訪問)、いつも顔なじみの職員です。

施設概要 宿泊用個室9室(各室ベッド洗面台収納庫設置)
食堂居間2か所 トイレ3か所(車椅子対応) 浴室(個浴) 家族談話室
休憩室2か所 口腔ケア洗面 冷暖房完備 外来者駐車場

協力医療機関・施設 総合病院 鹿児島生協病院 谷山生協クリニック
谷山生協クリニック(歯科) 介護老人保健施設 愛と結の街
特別養護老人ホームにじの郷たにやま



宿泊室



浴室

お問い合わせ

小規模多機能ホーム おあしす 南谷山
〒891-0114 鹿児島市小松原2丁目23-30
TEL 099-267-6611 FAX 099-267-7311
H P http://www.medicorp.co.jp

介護が必要な方、ご家族の介護を案じている方、お気軽にご相談ください。

株式会社メディコープは20周年を迎えました



株式会社メディコープは、2015年1月24日に、創立20周年を迎え、先日「メディコープ創立20周年記念及び小規模多機能ホームおあしす南谷山新築移転竣工祝賀会」が開催されました。設立当初の診療材料・消耗品等の仕入・販売業から始まり、小売店運営、医薬品の取扱い、福祉用具レンタル、住宅改修事業、車輛関連事業等多岐にわたり取扱い範囲を広げてきました。ここ10年間は介護事業に本格参入し「おあしす南谷山」はメディコープの介護事業所としては5番目、小規模多機能ホームとしては3番目の事業所となります。

企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の生命保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策についてご紹介するコーナーです

<リスクマネジメント>・事業保険の活用と選択

企業のリスク対応には、法人契約の保険は欠かせません。近年様々な保険商品が販売されていますが、それぞれの実情に合った**保険種類の選択**が重要です。

勧められるままの保険では、**本来の目的**に合っているかどうかの判断が出来ません。



* 法人契約の生命保険は “ **目的に合った保険だけが必要** ”

* 目的により月額保険料は “ **掛金が6.5倍も違います** ”

(例：40歳・男性)

目的	保険種類	損金処理	保障額	月額保険料
保障重点目的	10年更新型定期保険 (掛け捨てタイプ)	全額損金処理	5,000万円	13,750円
債務返済目的	保険金・保険料遞減定期保険 (掛け捨てタイプ)	全額損金処理	5,000万円	19,500円
保障と財源目的	長期平準定期保険 (途中返戻金有り)	全額損金処理	5,000万円	34,300円
保障と退職金財源目的	低解約返戻型定期保険 (途中返戻金有り)	1/2損金処理	5,000万円	90,100円

選択が大事！監査担当者と“共に考える”ことが大切です！



上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます

つくしもたんぽぽも顔を出し、日に日に春らしくなる季節、あの日から4度目の3月11日が巡ってきました。復興の足並みは遅く、原発事故の終息も覚束ないという現状にもどかしい思いがします。

この4年の間に沢山の短歌や俳句が詠まれました。哀しみと怒り、諦めと希望、魂の奥底から溢れてくるものを表すのに古来より受け継がれてきた五七五の形式が日本人にはしっかりと馴染むのかもしれませんが。

地震や津波の被害や犠牲者を悼んで詠んだものを震災詠、原発事故について詠んだものを原発詠ともいうそうです。

この3月に出版された『東日本大震災を詠む（俳句四協会 編/朝日新聞出版）』には、震災発生直後から、一年ごとの心の軌跡を詠んだ2200の震災詠・原発詠がおさめられていて、一句に込められた思いに胸が痛みます。

物質的な復興もまだですが、大切な人、築き上げてきた家や仕事、ふるさとを失った方々の心の復興には、まだ時がかかりそうです。私たちに出来ることは、この悲劇の教訓を忘れない事、東北に想いを寄せ続けることであると思います。

震災直後に見直した「絆」という言葉、あまりに多用されすぎて逆に陳腐化してしまった感がありますが、改めて人と人のつながりの大切さを見直したいものです。

上記の震災詠を見ていると、桜に気持ちを寄せる句が多く出てきます。どんな悲劇の後でも変わらず咲く桜に希望を見たり、舞い落ちる花びらに亡き人を悼む気持ちを重ねたりとこれほど人の心に寄り添う花も少ないのではないかと思います。

今、桜といって思い浮かべるソメイヨシノは、複数の桜の交雑種であり、自ら種を作ることが出来ず、挿し木・接ぎ木のみでしか増えることはないと言います。美しく咲くことに力を使い果たして、人の手を介さなければ生きられない花。生物としては不自然な存在なのかもしれませんが、それだけに人間との絆を育んできたのかもしれない。

地震の国なれど桜の国であり（今村妙子/『東日本大震災を詠む』より）

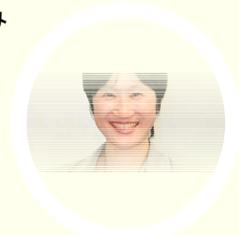
さて、植物の次は動物の「絆」のお話もひとつ。

3月8日は、『忠犬八公』の80年目の命日でした。今年、この日に東京大学に八公と飼い主である上野博士（東京帝国大学農科大学教授）が再会した様子を表現した銅像の除幕式が行われました。

嬉しそうに大好きなご主人様に飛びつく八公の姿に、特別犬好きでなくとも心が和みました。

3月9日は、「感謝（Thank you）の日」だそうです。3と9の（さん、きゅう）の語呂合わせだとか。

今、自分が生きていることを感謝し、周りの人に助けられていることを感謝し、動植物を含めた自然の恵みを受けていることを感謝したいと思う3月です。



歯の抜けし笑顔並べて卒園す 美恵野

編集後記

確定申告の時期を迎え、当事務所も一層慌ただしい日々を過ごしています。さて、3月に入っても寒い日が続いていますが、気象庁の発表によると、最高気温、最低気温ともに平年よりも低めようです。早く春の装いを楽しみたいところですが、まだまだ寒さ対策が必要ですね。何かと忙しい季節ですので体調には十分気を付けて、お花見などの楽しいイベントが待ち受ける春を迎えたいものです

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400
E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp
URL <http://www.kaikai-home.com/kamikawaji/>

上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 本田 西

ご相談は上川路まで!

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

